平成２８年（フ）第３３８号
静岡県焼津市城之腰２番地
破産者　井川　順介
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４号
静岡県富士市永田町２丁目４番地、住民票上の住所静岡県富士市今泉3511番地の10
破産者　増田　　隆
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１３６号
京都市西京区上桂西居町70番地１　大八木マンション303
破産者　230ｃａｆｅこと　渥美　文夫
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
山口県美祢市伊佐町伊佐4365番地１
破産者　寺田木工所こと　寺田　孝司
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６１号
長崎県大村市荒瀬町514番地16、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷484番地２
破産者　坂本ヒトミ
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
群馬県高崎市神戸町563番地１
破産者　澤間　祐介
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１３号
愛知県日進市米野木町仲田41番地　セントポーリア201号、開始決定時の住所愛知県日進市米野木町丁田137番地
破産者　杉原　宗一
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２９号
三重県志摩市阿児町鵜方3283番地６、開始決定時の住所愛知県あま市七宝町安松小新田本町17番地
破産者　山田　秀之
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
神戸市東灘区本山北町２丁目９番14号
破産者　川井道子こと　井岡　道子
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
福島県伊達市原島40番地１　シシドハウス１号、従前の住所福島県伊達市宮前14番地６
破産者　髙玉美代子
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４７４号
横浜市泉区中田東２丁目12番12号　テラスラフォーレＡ号、開始決定時の住所横浜市泉区新橋町1470番地
破産者　相澤　　晃
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７５号
静岡県熱海市咲見町６番36号熱海野中山マンション１号館４階405号室、住民票上の住所横浜市泉区新橋町1470番地
破産者　相澤總一郎
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７２号
神奈川県綾瀬市早川1314番地２、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市小園1433番地10
破産者　石川　末富
成年後見人　窪田真由美
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８号
福岡県京都郡苅田町新津４丁目３番地22
破産者　久留　　崇
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１２１９号
札幌市北区篠路７条２丁目８番２号
破産者　阿部　秀樹
1　破産債権の届出期間　平成29年４月５日まで
2　一般調査期日　平成29年５月17日午後２時30分
平成29年３月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台１丁目33番地10
破産者　藤井　美恵
1　破産債権の届出期間　平成29年４月７日まで
2　一般調査期日　平成29年５月25日午前10時
平成29年３月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県船橋市藤原１丁目13番54号
破産者　武田　覺磨
1　破産債権の届出期間　平成29年４月10日まで
2　一般調査期日　平成29年５月15日午後２時30分
平成29年３月９日　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５１９４号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番19―505号
破産者　秋澤　秀夫
1　破産債権の届出期間　平成29年４月14日まで
2　一般調査期日　平成29年５月25日午後２時
平成29年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部